【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（破産手続の開始）

**第百条の七**　金融商品会員制法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事長及び理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

２　前項に規定する場合には、理事長及び理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（破産手続の開始）

第百条の七　金融商品会員制法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事長及び理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

２　前項に規定する場合には、理事長及び理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（改正前）

（新設）

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第百条の七　民法第六十九条、第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに会社法第四百九十二条第一項及び第三項、第五百七条（第二項を除く。）、第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十七条第一項及び第四項、第六百五十条第二項、第六百五十五条第一項から第五項まで並びに第六百六十二条から第六百六十四条までの規定は、証券会員制法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十条中「理事」とあるのは「理事長及び理事」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「会社法第六百四十七条第一項」と、会社法第四百九十二条第一項中「清算人（清算人会設置会社にあっては、第四百八十九条第七項各号に掲げる清算人）」とあるのは「清算人」と、同項及び同法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第四百九十二条第三項及び第五百七条第三項中「株主総会」とあるのは「総会」と、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「証券取引法第百条第三号」と、同法第六百四十七条第一項第一号中「業務を執行する社員」とあるのは「理事長及び理事」と、同項第三号中「社員（業務を執行する社員を定款で定めた場合にあっては、その社員）の過半数の同意によって定める」とあるのは「総会の決議によって選任された」と、同法第六百五十五条第三項中「互選」とあるのは「互選又は総会の決議」と、同条第四項中「業務を執行する社員」とあるのは「理事長又は理事」と、「社員を」とあるのは「理事長又は理事を定款において」と、「代表する社員が」とあるのは「代表する理事長及び理事（定款でその代表権を制限されている者を除く。）が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

②　会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十六条から第四十条までの規定は、証券会員制法人の清算について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

③　証券会員制法人の解散及び清算を監督する裁判所は、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

④　内閣総理大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

⑤　民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十条及び第六十一条の規定は、証券会員制法人の清算人について準用する。

⑥　商業登記法第七十一条第一項の規定は、この法律による証券会員制法人の解散の登記について準用する。

（改正前）

第百条の七　民法第六十九条、第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、商法第百二十五条、第百二十六条、第百二十八条、第百二十九条、第百三十一条、第四百十七条第一項、第四百十九条第一項及び第三項本文並びに第四百二十七条第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条並びに第百三十八条の規定は、証券会員制法人について準用する。この場合において、民法第七十条中「理事」とあるのは「理事長及び理事」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「証券取引法第百条の七第一項において準用する商法第四百十七条第一項」と、商法第四百十七条第一項中「取締役」とあるのは「理事長及理事」と読み替えるものとする。

（②～④　新設）

②　民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十条及び第六十一条の規定は、証券会員制法人の清算人について準用する。

③　商業登記法第六十一条第一項の規定は、この法律による証券会員制法人の解散の登記について準用する。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】

（改正後）

第百条の七　民法第六十九条、第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、商法第百二十五条、第百二十六条、第百二十八条、第百二十九条、第百三十一条、第四百十七条第一項、第四百十九条第一項及び第三項本文並びに第四百二十七条第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条並びに第百三十八条の規定は、証券会員制法人について準用する。この場合において、民法第七十条中「理事」とあるのは「理事長及び理事」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「証券取引法第百条の七第一項において準用する商法第四百十七条第一項」と、商法第四百十七条第一項中「取締役」とあるのは「理事長及理事」と読み替えるものとする。

②　民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十条及び第六十一条の規定は、証券会員制法人の清算人について準用する。

③　商業登記法第六十一条第一項の規定は、この法律による証券会員制法人の解散の登記について準用する。

（改正前）

第百条の七　民法第六十九条、第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、商法第百二十五条、第百二十六条、第百二十八条、第百二十九条、第百三十一条、第四百十七条第一項、第四百十九条第一項及び第三項本文並びに第四百二十七条第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条並びに第百三十八条の規定は、証券会員制法人について準用する。この場合において、民法第七十条中「理事」とあるのは「理事長及ビ理事」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「証券取引法第百条の七第一項ニ於テ準用スル商法第四百十七条第一項」と、商法第四百十七条第一項中「取締役」とあるのは「理事長及理事」と読み替えるものとする。

②　民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十条及び第六十一条の規定は、証券会員制法人の清算人について準用する。

③　商業登記法第六十一条第一項の規定は、この法律による証券会員制法人の解散の登記について準用する。

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】

（改正後）

第百条の七　民法第六十九条、第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、商法第百二十五条、第百二十六条、第百二十八条、第百二十九条、第百三十一条、第四百十七条第一項、第四百十九条第一項及び第三項本文並びに第四百二十七条第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条並びに第百三十八条の規定は、証券会員制法人について準用する。この場合において、民法第七十条中「理事」とあるのは「理事長及ビ理事」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「証券取引法第百条の七第一項ニ於テ準用スル商法第四百十七条第一項」と、商法第四百十七条第一項中「取締役」とあるのは「理事長及理事」と読み替えるものとする。

②　民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十条及び第六十一条の規定は、証券会員制法人の清算人について準用する。

③　商業登記法第六十一条第一項の規定は、この法律による証券会員制法人の解散の登記について準用する。

（改正前）

第百条の七　民法第六十九条、第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、商法第百二十五条、第百二十六条、第百二十八条、第百二十九条、第百三十一条、第四百十七条第一項、第四百十九条及び第四百二十七条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条並びに第百三十八条の規定は、証券会員制法人について準用する。この場合において、民法第七十条中「理事」とあるのは「理事長及ビ理事」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「証券取引法第百条の七第一項ニ於テ準用スル商法第四百十七条第一項」と、商法第四百十七条第一項中「取締役」とあるのは「理事長及理事」と読み替えるものとする。

②　民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十条及び第六十一条の規定は、証券会員制法人の清算人について準用する。

③　商業登記法第六十一条第一項の規定は、この法律による証券会員制法人の解散の登記について準用する。

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第百条の七　民法第六十九条、第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、商法第百二十五条、第百二十六条、第百二十八条、第百二十九条、第百三十一条　、第四百十七条第一項、第四百十九条及び第四百二十七条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二　、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条並びに第百三十八条の規定は、証券会員制法人について準用する。この場合において、民法第七十条中「理事」とあるのは「理事長及ビ理事」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「証券取引法第百条の七第一項ニ於テ準用スル商法第四百十七条第一項」と、商法第四百十七条第一項中「取締役」とあるのは「理事長及理事」と読み替えるものとする。

②　民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十条及び第六十一条の規定は、証券会員制法人の清算人について準用する。

③　商業登記法第六十一条第一項の規定は、この法律による証券会員制法人の解散の登記について準用する。

（改正前）

第百三十六条　民法第六十九条、第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、商法第九十八条第二項、第百二条、第百二十五条、第百二十六条、第百二十八条、第百二十九条、第百三十一条、第四百十二条、第四百十五条、第四百十七条第一項、第四百十九条及び第四百二十七条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ八、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条第一項、第百三十七条及び第百三十八条の規定は、証券取引所について準用する。この場合において、民法第七十条中「理事」とあるのは「理事長及理事」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「証券取引法第百三十六条第一項ニ於テ準用スル商法第四百十七条第一項」と、商法第百二条中「前条」とあるのは「証券取引法第百四十三条」と、同法第四百十二条中「第四百八条第一項」とあるのは「証券取引法第百三十五条の二第二項」と、同法第四百十五条及び第四百十七条第一項中「取締役」とあるのは「理事長及理事」と読み替えるものとする。

②　民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十条及び第六十一条の規定は、証券取引所の清算人に、これを準用する。

（③　新設）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】 （改正なし）

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第百三十六条　民法第六十九条、第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、商法第九十八条第二項、第百二条、第百二十五条、第百二十六条、第百二十八条、第百二十九条、第百三十一条、第四百十二条、第四百十五条、第四百十七条第一項、第四百十九条及び第四百二十七条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ八、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条第一項、第百三十七条及び第百三十八条の規定は、証券取引所について準用する。この場合において、民法第七十条　中「理事」とあるのは「理事長及理事」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「証券取引法第百三十六条第一項ニ於テ準用スル商法第四百十七条第一項」と、商法第百二条中「前条」とあるのは「証券取引法第百四十三条」と、同法第四百十二条中「第四百八条第一項」とあるのは「証券取引法第百三十五条の二第二項」と、同法第四百十五条及び第四百十七条第一項中「取締役」とあるのは「理事長及理事」と読み替えるものとする。

②　民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十条及び第六十一条の規定は、証券取引所の清算人に、これを準用する。

（改正前）

第百三十六条　民法第六十九条、第七十条、第七十三条乃至第七十六条及び第七十八条乃至第八十三条、商法第百二十五条、第百二十六条、第百二十八条、第百二十九条、第百三十一条、第四百十九条及び第四百二十七条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項第三項、第百三十六条第一項、第百三十七条及び第百三十八条の規定は、証券取引所の解散の場合に、これを準用する。但し、民法第七十条及び第七十四条中「理事」とあるのは、「理事長及び理事」と読み替えるものとする。

②　民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十条及び第六十一条の規定は、証券取引所の清算人に、これを準用する。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】 （改正なし）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】 （改正なし）

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百三十六条　民法第六十九条、第七十条、第七十三条乃至第七十六条及び第七十八条乃至第八十三条、商法第百二十五条、第百二十六条、第百二十八条、第百二十九条、第百三十一条、第四百十九条及び第四百二十七条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項第三項、第百三十六条第一項、第百三十七条及び第百三十八条の規定は、証券取引所の解散の場合に、これを準用する。但し、民法第七十条及び第七十四条中「理事」とあるのは、「理事長及び理事」と読み替えるものとする。

②　民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十条及び第六十一条の規定は、証券取引所の清算人に、これを準用する。